

甲16号証

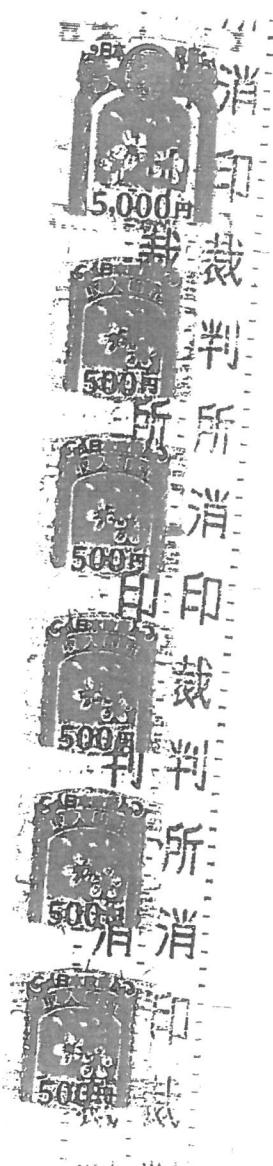
調停申立書

福岡簡易裁判所 御中

令和~~二年~~7月27日

申立人 高垣富雄

当事者の表示



甲立人 高垣富雄

相手方 安河内肇

相手方 猪之鼻久美子

相手方 柿木高紀

相手方 野村沙織

相手方 高橋英樹

相手方 鶴田美里

印紙 7500円貼付	
郵便切手 814円添付	

1



相手方 細川眞二

相手方 渡邊慎一郎

相手方 桃島亜希子

損害賠償額確定請求等調停事件

目的物の価額

貼用印紙額

申立の趣旨

1 相手方らは、申立人に対し連帯して、〇〇万円を支払え。(注) 裁判官にも話しましたが、金銭請求は目的ではなく、地方裁判所での審理を求めて、請求金額を決めています。

紛争の実情

1 申立人は司法書士である。

令和5年3月17日に、令和5年2月17日付けの紛議調停請求書に基づく紛議調停の申立が行われたとの通知並びに答弁書提出方法について説明する書類（以下、「通知書」という）が私宛に送られてきました。しかしながら、この通知書に記述されている破産申立に関する書類作成業務を私は受任していません。その理由は、債務者である奥様と直接お会いして奥様の本人確認及び奥様の意思確認をすることができなかったからです。奥様には、今まで一度もお会いしたことはありません。私に連絡してこられたのは旦那様でした。旦那様には、奥様と直接お会いして、奥様の本人確認及び奥様の意思確認をしなければ破産申立に関する書類作成業務を受任することはできない、という旨を伝えていますし、報酬も受け取っていません。

私はこのことについて福岡県司法書士会に答弁書を提出し、福岡県司法書士会が当事者である奥様と直接面会し、奥様の本人確認および奥様の意思確認をしたのかどうかを尋ねました。福岡県司法書士会からは、そのような措置はとっていないとの回答がありました。それゆえ、私は疑問を抱きました。福岡県司法書士会紛議調停委員会は、奥様の本人確認及び奥様の意思確認を行わずに、この事件を受け付けつけてはいけないはずです。他の司法書士が同じことをすれば懲戒になる可能性があります。

2 令和5年5月12日に、福岡県司法書士会から、前記の紛議調停申立て事件は、申立人より取り下げ書の提出があったため、終了した。と記載された文書が送られてきました。

3 令和5年7月6日に、上記の終了した事件について、申立てが再度行われたので受け付けたとの通知書が、私宛に送られてきました。この際も奥様の本人確認及び奥様の意思確認をしないで、この申立てを受け付けていますが、奥様の本人確認及び奥様の意思確認をしないで受け付けることはしてはいけないはずです。また終了した事件を再度受け付けることを禁止する規定はありませんが、何か新しい理由がなければ受け付けることは、普通はしないと思います。終了したとの連絡を受ければ、証拠を破棄したりすることもあります。

4 令和5年7月10日付けの文書で、福岡県司法書士会会长安河内肇様及び紛議調停委員会委員長野村沙織様に、こ事件について「裁判で争うつもりですので、福岡県司法書士会は、これ以上、この件に介入するのは止めてください。」と連絡しました。

令和5年7月20日に、福岡簡易裁判所に民事調停の申立てをし、翌日、福岡県司法書士会会长安河内肇様及び福岡県司法書士会紛議調停委員会に連絡しましたが、令和5年7月25日に、相手方との紛議調停の話し合いのため、福岡県紛議調停委員会への呼び出しの通知が来ました。民事調停は、実際に訴訟を起こす前に、紛争を解決するための一つの手段として用いているわけで、事件が裁判所に継続しているのに、紛議調停員会でも続けるというのは理解できません。一般的には、紛議調停と民事調停は同時に行われることはほとんどありません。これは、両方のプロセスが同時に進行すると、結果に対する混乱や誤解を引き起こす可能性があるからです。普通は民事調停の申立をすれば紛議調停は終了します。これは福岡県司法書士会による私へのいじめのため行われたと思います。福岡県司法書士会の言うことを聞かない者に、言うことを聞かせるための脅しのようなもので、一度言うことを聞くと、福岡県司法書士会の言いなりにならないといけない気がしました。

5 令和5年7月11日に申立人が開設したホームページに別紙の通りの書き込みがありました。（以下「本件書き込み」という）本件書き込みの中の、「紛議調停にも出てこず」との記載は、福岡県司法書士会紛議調停委員会が受け付けてはいけない申立てを受け付けたことが原因で記載されたものです。この記載は、一般の方にとって、申立人が非常識であるかのような印象を与えるものであり、申立人の社会的評価を下落させました

6 申立人は、福岡県司法書士会が受け付けてはいけない申立てを、受け付ける前に取るべき正規の手順を踏まないで2度も受け付けたため、多大な時間を割かれ、精神的にも大きな影響を受け、令和5年3月17日以来4か月にわたり仕事が普通にできていません。

そのため、申立人は相手方らに対し、民法709条、民法710条並びに民法723条に基づき連帯して、金〇〇万円の支払いを求めます。

付属書類

- | | |
|---------------------|----|
| 1 本件書き込み（別紙1） | 1通 |
| 2 福岡県司法書士会からの通知書（写） | 4通 |